

ネット記事への無断リンク

ネット記事にリンクする際に、記事の「見出し」を表示することは著作権侵害か？

読売新聞社(原告) VS デジタルアライアンス(被告)

読売新聞社の主張

①著作権侵害

見出しとして盛り込む事項の選択、展開の仕方、表現の方法等に、原告の編集方針・見解が端的に現れており、他社と異なる創作性のあるものである

ヨミウリ・オンライン

「ホームレスがアベックと口論？銃撃で重傷」

朝日コム

「路上生活者の男性、2人組男女に撃たれ重傷 東京・品川」

口論という些細なきっかけにより銃撃という極めて重大な犯罪が行われたことを表現

↓

原告の編集方針に基づき読者に最も伝えたい部分を創作・表現

↓

記事の見出しは著作物

ネット記事への無断リンク

ネット記事の見出しに著作権を認めず

東京地裁H16.3.24

著作権侵害について

見出しは、記事中の事実を抜き出し、**ありふれた表現**で修飾した短い記述に過ぎず、創作性は認められない
「ホームレスがアベックと口論？銃撃で重傷」

著作権侵害はなし

知財高裁H17.10.6